

富士見市立学校における働き方改革基本方針

令和5年6月

富士見市教育委員会

これまでの経緯と改定にあたって

富士見市教育委員会は、平成28年度埼玉県教育委員会がまとめた「平成28度勤務状況調査結果」を参考にし、文書作成や調査回答事務の効率化を図るとともに会議・研修会等の精選を行い、平成29年度から「業務改善検討委員会」を設置し、勤務時間等の改善策、教職員への啓発・意識改革などについてまとめ、教職員の負担軽減に取り組んできました。

また、「富士見市立学校部活動方針」を平成30年11月に定め、週当たり2日以上の子育て休業日の設定や活動時間を長くとも平日では2時間程度と設定するなど業務改善に取り組んできました。

平成30年6月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立、平成31年1月に中央教育審議会の答申において児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うため「学校における働き方改革」の総合的な方策が示されました。

それを受け、文部科学省は「在校等時間」の超過勤務の上限を原則1か月当たり45時間以内、1年当たり360時間以内等と勤務時間の上限の目安を示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を示し、現在、法的根拠のある「指針」に格上げされました。

これらに加え、埼玉県議会平成31年2月定例会における附帯決議による教職員の負担軽減や、産業医との面接などの心理的ケアの実施など、効果的な対策による教職員のトータルケア体制も踏まえて、県公立学校の「学校における働き方改革基本方針」が示されました。

富士見市教育委員会はこれを受けて、令和2年4月に「富士見市立学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、工夫を凝らしながら取組を進めてまいりましたが、一定の成果・改善がみられたものの時間外在校等時間が月45時間以上、年360時間以上の教職員数の割合がまだまだ高く、さらなる改善が必要であることがわかりました。

そこで、埼玉県公立学校「学校における働き方改革基本方針」の改定に伴い、本市基本方針も見直しを図り、改定を行いました。今後も教職員がもてる力を最大限発揮し、生き生きと子どもたちの指導に専念できるよう教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教育の質の維持向上に取り組んでまいります。なお、今後も国の動向を注視していくとともに、文部科学省から示された「学校における働き方改革に関する緊急対策」や埼玉県教育委員会から示された「学校における働き方改革基本方針」を参考にしながら、継続的に学校における働き方改革を推進してまいります。

学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

1. 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

時間外在校等時間の状況については、前基本方針策定後、一定の改善傾向が見られたものの、前基本方針の最終年度である令和3年度においても、目標達成には至っていません。（2. 教職員の勤務実態の現状を参照）

教員が健康を害すれば、その家族や子どもたちへの影響は計り知れません。毎日健康で子どもたちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要があることは、前基本方針策定時と変わりありません。

このため、富士見市教育委員会では、教員のほか、事務職員等も含めた全ての教職員を対象とした基本方針を策定することで、働き方改革を推進し、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

2. 教職員の勤務実態の現状

(1) 富士見市教職員の勤務実態の現状について

①令和3年6月における時間外在校等時間の状況

		小学校	中学校
月45時間超	富士見市	60.7% (—%)	49.0% (—%)
	埼玉県	61.8% (76.7%)	69.3% (79.6%)
月80時間超	富士見市	21.3% (34.8%)	22.3% (56.5%)
	埼玉県	12.5% (22.8%)	25.7% (30.5%)

※（ ）内は、平成28年6月実施の勤務状況調査の結果。当時は時間外在校時間の概念がなく、算出の方法が異なるため参考値となります。

②令和2年度1年間における時間外在校等時間の状況

		小学校	中学校
年360時間超	富士見市	62.0%	68.2%
	埼玉県	67.0%	68.7%

上記①のとおり、平成28年度の調査から、富士見市も一定程度の改善が見られています。

す。しかしながら、時間外在校等時間 月 80 時間超の教職員数の割合はまだまだ高いことがわかります。

(2)「令和 3 年度 埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」(埼玉県教育委員会)

- 勤務時間外に、「授業準備」、「部活動等(中学校・高校)」の時間があること。
- 勤務時間内に、子どもと直接関わらない「その他事務(書類作成・調査回答等)」等が一定時間存在すること。なお、勤務時間内に一定時間存在している「会議・打合せ」については、子どもと関わる内容も含まれること。
- 小・中学校及び特別支援学校では、週当たりに担当する授業時数が多いこと。
- 週休日に、「部活動等(中学校・高校)」をはじめとした従事時間があること。
- 多くの教職員が、四つの視点のうち、「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えていること。

3. 教職員の課題

「授業やその準備に集中できる時間」「子どもと接する時間」「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」によると、月当たりの時間外労働がおおむね 45 時間を超えて長くなるほど、脳・心臓疾患の発症と業務との関連性が「徐々に強まる」とされています。また、当該疾患の発症前 2 か月から 6 か月間平均で、月当たりの時間外労働が 80 時間を超えた場合は、発症と業務との関連性が「強い」とされています。以下の課題を解決し、教職員の健康維持増進に努めるとともに、学校教育の質の維持向上を図るための目標を設定する必要があります。

- 時間外在校等時間 月 45 時間超、月 80 時間超、年 360 時間超の教員数の割合が高いこと。
- 勤務時間外に、「授業準備」、「部活動等(中学校)」の時間があること。
- 勤務時間内に、「子どもと直接関わらない「その他事務(書類作成・調査回答等)」」等が一定時間存在すること。なお、勤務時間内に一定時間存在している「会議・打合せ」については、子どもと関わる内容も含まれること。
- 小・中学校では、週当たりに担当する授業時数が多いこと。
- 週休日に、「部活動等(中学校)」をはじめとした従事時間があること。
- 多くの教職員が、四つの視点のうち、「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えていること。

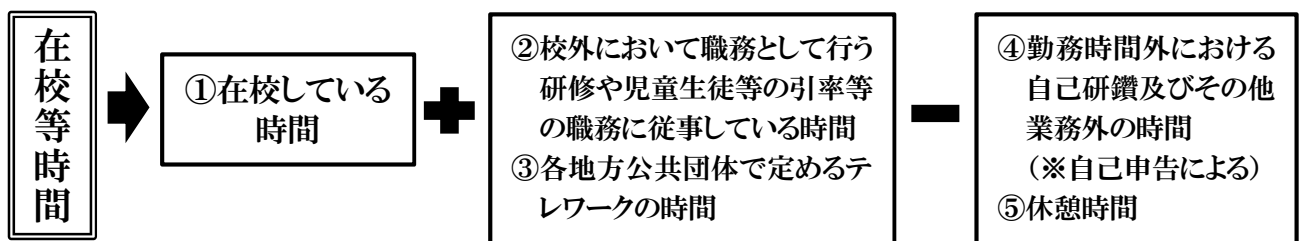
4. 目標

時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の割合を
令和6年度末までに100%にする

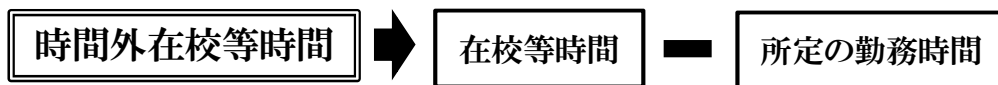
前基本方針では、「教員の在校等時間の超過勤務の上限を『原則 月45時間以内、年360時間以内』とする」としていたところですが、目標の確実な達成に向けて、本基本方針では、「原則」を削除し、実効ある多忙化解消・負担軽減を全力で進めていきます。

また、「指針」、「勤務時間条例」及び「勤務時間規則」を踏まえ、「在校等時間の超過勤務」を「時間外在校等時間」に改めています。この目標を3年後、各学校でしっかり達成できることを念頭に5の「目標達成に向けた四つの視点」を検討しています。

〈在校等時間〉



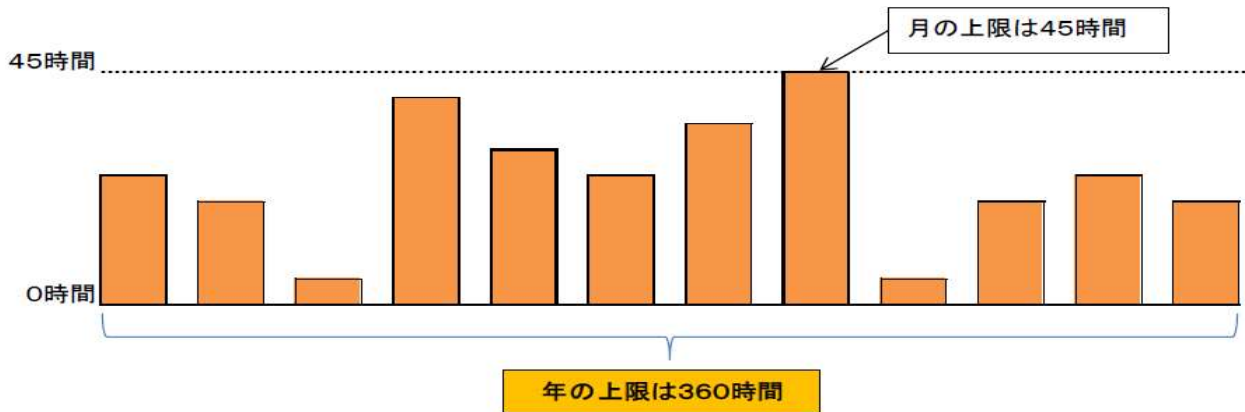
〈時間外在校等時間〉



- ①学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間
- ②職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。職務として行う児童生徒等の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。
- ③「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」に規定する「自宅勤務」の時間を指している。
- ④自己研鑽の時間とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指している。その他業務外の時間とは、所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間のことを指している。
※自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、「在校等時間」には含まれない。
※週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については「在校等時間」に含まれる。

時間外在校等時間

月 45 時間以内、年 360 時間以内の教員数の割合を令和 6 年度末までに 100%とする。



なお、学校事務職員及び学校栄養職員については、いわゆる「36協定」を締結する中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用されます。

この目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、多忙感解消・負担軽減を確実に進め、全ての富士見市立学校における在校等時間の長時間化の改善を図ることとします。

5. 目標達成に向けた四つの視点

- 教職員の負担軽減のための条件整備
- 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- 教職員の健康を意識した働き方の推進
- 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員は、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なまま行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています。

「4 目標」達成のためには、教職員の健康管理を意識した働き方や教職員定数の改善等の教育条件の整備、教職員の専門性を踏まえ、子どもに直接関わる教育活動から遠いものより優先順位をつけて業務を削減することや、保護者や地域の理解・連携が不可欠となります。

そのため、前基本方針において、「教職員の負担軽減のための条件整備」、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、「教職員の健康を意識した働き方の推進」、「保護者や地域の理解と連携の促進」の四点を目標達成のための視点としたところであります。この考え方は現在も変わらないものでありますが、「2. 教職員の勤務実態の現状」「3. 教職員の課題」にもあるとおり、多くの教職員が特に「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えていることから、その二つを本基本方針では重点として取り組むこととしています。

この視点を組み合わせて、総合的な対策を講じていくこととします（「富士見市立学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組（詳細）」を参照）。

6. フォローアップ

- (1) ICカードにより、客観的に在校時間を把握し、各学校での教職員の健康管理
- (2) 「業務改善検討委員会」からの意見聴取

働き方改革の取組を着実に実施していくため、(1)及び(2)により、業務改善の取組を促進し、フォローアップを行います。

(1)については、ICカードによる勤務管理システムを活用し、教職員の在校時間を客観的に把握することで、各学校においては教職員の健康管理を行います。

(2)については、「業務改善検討委員会」で協議し意見聴取を行います。

7. 今後の進め方

本基本方針に基づき、「学校における働き方改革」を推進していきます。

富士見市立学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組（詳細）

I 教職員の負担軽減のための条件整備【重点】

○教育条件の整備

- ・児童生徒の実態を考慮し、県教育委員会が実施している少人数学級編制を引き続き推奨し、実施します。
- ・教材研究に係る負担軽減を図るため、交換授業、教科担任制の実施を各小学校に働き掛けます。
- ・「統合型校務支援システム」を導入し、業務の電子化による作業量の平準化及び業務全般の効率化に取り組みます。

○専門職員の配置推進

- ・印刷・配布準備、採点業務、掲示物の貼り替え、資料の整理、清掃・消毒などの業務負担を軽減するため、教育業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を配置するための予算確保に努めます。
- ・多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫に努めます。
- ・部活動指導員・部活ボランティアについて、学校の要望を踏まえながら、配置・増員に努めます。

また、部活動の在り方検討委員会（仮）を開催し、部活動の地域移行実現に向けて検討を進めます。

- ・特別支援教育アドバイザーによる専門的なアドバイスの活用を図るとともに、ふれあい相談員・すこやか支援員等の専門的な職員を配置するための予算確保に努めます。

○業務の効率化の推進

- ・成績処理や指導要録、中学校調査書等の事務処理に係る業務改善のため、「統合型校務支援システム」活用を促進します。
- ・学校と保護者間における連絡手段のデジタル化について各学校に働き掛けます。
- ・共有フォルダやICTを活用して、教材や指導案の共有化を図るよう各学校に働き掛けます。
- ・カリキュラムマネジメントの視点を踏まえた行事を実践するため、学校行事の精選・工夫をより一層進めるよう各学校に働き掛けます。
- ・県内の市町村教育委員会や学校、他都道府県における業務改善等に係る事例等を紹介します。
- ・業務改善のPDCAサイクルを構築し、学校における業務改善の取組について定量的な成果をフォローアップし、各小中学校で促進するよう働き掛けます。

II 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減【重点】

- 教育委員会が主催する研修等の見直しによる縮減
 - ・教育委員会が独自に行っている委員会や研究について、実施方法等の見直しを図ると同時に、教職員の資質向上に向けた実効性のある研修方法を検討します。
 - ・会議や研修の種類に応じて、ICTを活用したオンライン開催を促進します。
- 学校への調査等の縮減の推進
 - ・引き続き、スクラップアンドビルドを原則とします。また、各学校においてもスクラップアンドビルドを徹底します。
 - ・教育委員会の要請に基づく教育事務所による学校訪問について、過度な応対や接待は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮をするように働きかけます。
 - ・調査研究事業等で学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等を活用するなど調査回数や項目の見直し、統合、削減をします。
 - ・学校における調査・統計への回答は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外に調査については、事務職員等が中心となって回答するよう学校に働きかけます。
- 学校給食費公会計制度の実施
 - ・令和5年4月より学校ごとの管理（私会計）から、一括管理（公会計）となります。
- 学校事務の共同実施の推進
 - ・学校事務の共同実施を推進し、事務職員の資質向上と事務処理の効率化を図ります。

III 教職員の健康を意識した働き方の推進

- 週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備
 - ・週休日の振替や休暇等が確実に取れるよう、振替の原則は1日単位であることを校長会等で周知し、4週につき8日の週休日を設けることを徹底するよう各学校に働きかけます。
 - ・年次休暇、夏季休暇等の計画的使用の促進について、各学校に働きかけます。
 - ・教職員がまとまった休暇を取得できるよう、学校閉庁日を設置します。
 - ・教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。
 - ・職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指すとともに、押印廃止を進めることなど取得手続きの簡略化を検討し、実施します。
 - ・妊娠教職員の勤務軽減の改善について各学校に働きかけます。
 - ・産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできる体制を整えるなど速やかに職場全体で支援するよう各学校に働きかけます。
- 教職員の健康管理の推進
 - ・業務改善を進めながら各学校で教職員の最終退校時刻を設定し、教職員の健康管理を図るよう各学校に働きかけます。

- ・富士見市教育委員会に設置した「業務改善検討委員会」において、負担軽減の取組事例等を各学校に周知し、積極的な活用について働き掛けます。
 - ・各学校に対し、勤務が長時間となっている教職員には、管理職による健康指導のもと、医師等による面接指導の勧奨を働き掛けます。
 - ・面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について各学校に働き掛けるとともに、健康維持増進の視点から休暇等取得促進を呼びかけます。
 - ・ICカードによる出退勤管理システムにより教職員の在校時間を客観的に把握し、教職員の健康管理を行います。
 - ・各学校に対し、先行事例の紹介やカエル会議の普及への働き掛けを行い、小・中学校の業務改善会議を一層推進します。
- 労働安全衛生法に基づく職場改善
- ・各学校に対し、埼玉県教育委員会安全衛生委員会の活動状況等の情報提供を行います。
 - ・各学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働き掛けます。

IV 保護者や地域の理解と連携の促進

- 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進
- ・市ホームページや県教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、働き方改革の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。
 - ・学校運営支援者協議会において、学校における働き方改革を推進するよう働き掛けます。
 - ・放課後から夜間における見守りなど学校以外（地域、保護者）が中心に対応するよう働き掛けます。
 - ・学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得るなど負担軽減を図るよう働き掛けます。
- 「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定
- ・学校に対し、「ふれあいデー」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働き掛けます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働き掛けます。
 - ・学校に対し、保護者や地域への緊急連絡先を周知し、緊急対応に支障がないように配慮するよう働き掛けます。
- 「富士見市の部活動の在り方に関する方針」の推進
- ・学校に対し、生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「部活動の在り方に関する方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働き掛けます。
- 学校における「電話対応時間」の設定
- ・学校で電話対応が可能な時間を設定します。その際、保護者や地域への緊急連絡先などの周知など、緊急対応に支障がないように配慮するよう働き掛けます。